### ○松山大学動物実験実施規程

2007 (平成19) 年2月20日

制定

改正 2017 (平成29) 年11月30日

前文

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発発展のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」(以下「基本指針」という)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

- 第1条 この規程は、松山大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の 設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement, Reduction, Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

- 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育,試験研究又は生物学的製剤の

製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため,施設等で飼養又は保管している哺乳類, 鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち,動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者(部局長)をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験 動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。管理者が任命する。
- (12) 管理者等 学長,管理者,実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。 第2章 適用範囲
- 第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全て の動物実験等に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先に おいても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実 験等が実施されることを確認する。

第3章 組織

第4条 学長は,動物実験計画の承認,実施状況及び結果の把握,飼養保管施設及び実験室の承認,教育訓練,自己点検・評価,情報公開,その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として,第4章に定める動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

- 第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。
  - (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合しているか否か
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること

- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他,動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること (委員会の構成)
- 第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 実験動物管理者 1名
  - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 3名
  - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名
  - (4) その他学識経験を有する者 1名

(委員長等及び委員会運営)

- 第7条 委員会に委員長を置き,実験動物管理者を充てる。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 委員会は、次の事項に従って運営を行う。
  - (1) 委員会は必要に応じて委員長が召集する。
  - (2) 委員会の成立に必要な定足数は構成員の3分の2とする。
  - (3) 委員会の議決には、出席者の過半数の賛成を必要とする。
  - (4) 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わらない。
  - (5) 委員は、動物実験計画に関して知りえた情報を第3者に漏洩してはならない。 (委員の任期)
- 第8条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(担当事務)

- 第9条 委員会に関する事務は、薬学部事務室が行う。
- 2 担当事務は、必要に応じて委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案,審査,手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書(様式

- 1) を実験動物管理者を介して学長に提出する。
- (1) 研究の目的, 意義及び重要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること
- (3) 実験動物の使用数削減のため,動物実験等の目的に適した実験動物種の選定,動物 実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数,遺伝学的及び微生物学的品質並び に飼養条件を考慮すること
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
- (5) 苦痛度の高い動物実験等,例えば,致死的な毒性実験,感染実験,放射線照射実験等を行う場合は,動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を 付議し、その結果を当該実験責任者に通知する。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行 うことができない。

(実験操作)

- 第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、使用保管基準、指針等に 則するとともに、特に以下の事項を遵守する。
  - (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
  - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
    - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の使用
    - ② 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
    - ③ 適切な術後管理
    - ④ 適切な安楽死の選択
  - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的,化学的に危険な材料,病原体,遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
  - (4) 物理的,化学的に危険な材料又は病原体を扱う動物実験等について,安全のための適切な施設や設備を確保すること。
  - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
  - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては,経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は,動物実験計画を実施した後,所定の様式により,使用動物数,計画からの変更の有無,成果,実験終了・中止等について学長に報告しなければならない (様式2,様式3,様式7)。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

- 第12条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」(様式4)を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管 施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせてはならない。
- 3 学長は、設置承認申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。

(飼養保管施設の要件)

- 第13条 飼養保管施設は以下の要件を満たさなければならない。
  - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
  - (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
  - (3) 床や内壁などが清掃,消毒等が容易な構造で,機材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
  - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること
  - (5) 臭気,騒音,廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
  - (6) 実験動物管理者がおかれていること

(実験室の設置)

- 第14条 飼養保管施設以外において,実験室を設置(変更を含む)する場合,管理者が所定の「実験室設置承認申請書」(様式5)を提出し,学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を 決定する。
- 3 管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、動物実験等(一時的保管を含む)を 行わせてはならない。

(実験室の要件)

- 第15条 実験室は、以下の要件を満たすものでなければならない。
  - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し,実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
  - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
  - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(施設等の維持管理及び改善)

第16条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持

管理及び改善に努めること。

2 管理者は,動物実験施設運営委員会を設け,施設運営や利用上の問題解決について諮問し,助言・報告を受けることができる。

(施設等の廃止)

- 第17条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」(様式 6 )を学長に届け出なければならない。
- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル「標準操作手順書]の作成と周知)

第18条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及 び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の維持)

第19条 実験動物管理者,動物実験実施者,飼養者は,飼養保管基準を遵守し,実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

- 第20条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。
- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講 じなければならない。

(給餌・給水)

第21条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験動物の生理,生態,習性等に応じて,適切に給餌、給水を行わなければならない。

(健康管理)

- 第22条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験目的以外の傷害や疾病を予防するため,実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合,適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第23条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養,保管する場合,その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。 (記録の保存及び報告)

- 第24条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、 保存しなければならない。
- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第25条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第26条 動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止)

- 第27条 管理者は,逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。
- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、 速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及 び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならな い。
- 4 管理者は、毒蛇等の有毒動物の飼養又は管理をする場合は、人への危害の発生の防止 のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第28条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第9章 教育訓練

- 第29条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,以下の事項に関する所定の教育 訓練を受けなければならない。
  - ① 関係法令,指針等,本学の定める規程等
  - ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
  - ④ 安全確保,安全管理に関する事項

- ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の実施日,教育内容,講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。 第10章 自己点検・評価、検証、情報公開
- 第30条 学長は、動物実験等の基本指針への適合性に関し、定期的に自己点検・評価を行わせなければならない。また、当該点検及び評価の結果について、学外の者による検証を実施するよう努めなければならない。
- 2 学長は、インターネットを利用して本動物実験実施規程を公表する。また、実験動物の飼養及び保管の状況、自己点検・評価の結果、検証の結果等については、年報の配布等により公表する。

第11章 補則

(進用)

第31条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第32条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(所管)

第33条 この規程に関する事務は、薬学部事務部が行う。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は,動物実験委員会,薬学部教授会及び教学会議の議を経て,学 長が行う。

附則

- 1 この規程は、2007 (平成19) 年2月20日から施行する。
- 2 この規程の英語表記に関しては、「Guideline for Animals Experimentation prepared by the Animal Care and Use Committee of Matsuyama University」とする。

附 則(2015(平成27)年3月12日)

この規程は、2015 (平成27) 年4月1日から施行する。

附 則 (2017 (平成29) 年11月30日)

この規程は、2017(平成29)年11月30日から施行する。

(様式1)		松山大	学動	物実験』	十週 書		
松山大学長 殿							新規 □ 変更・更新
提出年月日	年 月	日 受付年月	П	年	月 日 受	付番号	
研究課題							
研究目的							
	フリガナ		部局名		職	動物実験の経験等	
動物実験責任者名「 (選択項目を■)	氏 名	F)					教育訓練受講の口有口無
	e-mail	@		連絡先TEL	8		AND MAKE AND THE SAME
	( ) ( ) ( )			連絡先回.: 連絡先回.: 連絡先回.:		教育部線受講の□有 教育部線受講の□有	
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ, 週 択 項 目 を ■)							教育訓練受講の□有□無
		(	)	連絡先配	r		教育部練受講の口有口無
	( )			連絡先回:		教育部練受講の口有口	
実驗実施期間	承認行	€~20( )年	3Д		中止・終了等	20(	)年 月 日
飼養保管施設及び 実 験 室	飼養保管施設			0	実 験 室		.7
	動物種	系 統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導)	入機関名) 備 考
使用動物		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
100 711 900 400							
					. 1-10110110110110-1-0111111111111111111		
	研究概要(研究)	十両と方法について	て, その	の概要を記え	(する。)		***
研究計画と方法		に加える処置、使 減・排除方法」等				「想定され	ι る苦痛のカテゴリー」や

					The state of the s	
	□ 1 183	是実験 安全度分	類: 🗆 BSL1 🗆	BSL2 🗆 1	BSL3	
特殊実験区分	□ 2 遺位	5子組換之動物使	用実験 区分: □	PIA 🗆 P	2A 🗆 P3A	
(該当項目をすべて■)	□ 3 1枚4	寸性同位元素・ 放	射線使用実験			
	□ 4 (E4	学発癌・重金属実	験			
9994489555995599555555555555555	□ 1 M3	<b>奥・研究</b>	動物実験を	□ 1 検部	付したが、動物実験に替わ	る手段がなかった。
動物実験の種類	口 2 数1	V - 101841	必要とする理由	□ 2 検部	村した代替手段の精度が不	十分だった。
(選択項目を■)	D 3 +0	5他	(選択項目を■)	D 3 *0	の他	
	P7 In 1644	6-61-66-2-311-1	86.1 + 66.1 + F 1 ± 1, 3 - 12	4.28 manufacture and	モノず神噌もおともいし	H L. L. V cirilla
想定される					たく不快感を与えないと	
苦痛のカテゴリー					な(短時間持続するもの)を作	
(選択項目を■)					ひ(長時間持続するもの)を作	
					れ以上の痛みを与えると	
					<b>囲であり、特に処置を講っ</b>	<b>する必要はない。</b>
and an extension of the contract of the contra	1000		わない苦痛軽減方法	は存在せず。	処置できない。	
動物の苦痛軽減、		P薬・鎮痛薬等を				- V-
排 除 の 方 法 (該当項目をすべて■)	2000		投与量・経路を記入		死措置をとるなどの人道	More to Date & to both
- Marie 1940 - 1950 - 1950	一 考慮		(外を計り振台) 題列	法市州市区安米	e死信回せてのなとい人担	ID-> LW-1 > L&
	- CONTRACTOR	の他(具体的に記)	K :			y.
	-		本的薬剤名及びその技	5年量・経路を	▶記入:	1
eta alk alk an de ah	□ 2 炭素		Transmission of the	4 mg. 100,000 to	N 1997 3. C.	**
安楽死の方法	- m-		9.3		法)	
(該当項目をすべて■)	[7] 2 thi	医甲醛甲醛 化自己化化自己化二元			124/	
(該当項目をすべて■)		区破壊(具体的に)	50000000000000000000000000000000000000			A.
	口 4 安	表死させない(その	の理由を記入:			)
(該当項目をすべて■) 動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	口 4 安 本学で	展死させない(そのは、外部業者に対 は、外部業者に対 9実験計画書承認	の理由を記入: 処理を依託する。	員会への申請	状況、飼養保管施設・実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または	口 4 安 本学で (過去の動物	展死させない(そのは、外部業者に対 は、外部業者に対 9実験計画書承認	の理由を記入: 処理を依託する。	員会への申請	状況、飼養保管施設・実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または	□ 4 安3 本学で (過去の動物 を記入する。	展死させない(そのは、外部業者に対 は、外部業者に対 9実験計画書承認	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状況、飼養保管施設・実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状況、飼養保管施設・実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または	□ 4 安3 本学で (過去の動物 を記入する。	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状况,飼養保管施設·実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状况,飼養保管施設·実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状况,飼養保管施設·実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状況、飼養保管施設・実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状況、飼養保管施設・実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状況、飼養保管施設・実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:	表死させない(そのは、外部業者に 9実験計画書承認 )	の理由を記入: 8理を依託する。 実績、学内の関連委	員会への申請	状况,飼養保管施設·実	) 験室の承認状況など
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安/ 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:: 修正意見等	展死させない(そのは、外部業者に対 の実験計画書承認 の実験計画書承認 ) 20( )年	の理由を記入: 思理を依託する。 実績,学内の関連委 月 日	動物実験規程	等に適合する。	
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安沙 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:: 修正意見等	展死させない(そのは、外部業者に対 対実験計画書承認 が実験計画書承認 ) 20( )年	の理由を記入: 恋理を依託する。 実績,学内の関連委 月 日	動物実験規程	等に適合する。 乗認後、実験を開始するこ	
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安沙 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:: 修正意見等	展死させない(そのは、外部業者に対 対実験計画書承認 が実験計画書承認 ) 20( )年	の理由を記入: 思理を依託する。 実績,学内の関連委 月 日	動物実験規程	等に適合する。 乗認後、実験を開始するこ	
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安沙 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:: 修正意見等	表死させない(そのは、外部業者に対 の実験計画書承認 の実験計画書承認 の対象 のは、外部業者に対 の対象 の対象 の実験計画は (条件等 ロ 本実験計画は (条件等 ロ 本実験計画は	の理由を記入: 8理を依託する。 実績,学内の関連委 実績,学内の関連委 月 日	動物実験規程	等に適合する。 乗認後、実験を開始するこ	
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了: 修正意見等	表死させない(そのは、外部業者に対 の実験計画書承認 の実験計画書承認 の対象 のは、外部業者に対 の対象 の対象 の実験計画は (条件等 ロ 本実験計画は (条件等 ロ 本実験計画は	の理由を記入: 8理を依託する。 実績,学内の関連委 実績,学内の関連委 月 日	動物実験規程	等に適合する。 乗認後、実験を開始するこ	
動物死体の処理方法 その他必要または 参 考 事 項	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:: 修正意見等 番査結果 ( 承認:20( 本実験計)	振死させない(そのは、外部業者に対す。 (は、外部業者に対す。) (20( )年 (条件等 口) 本実験計画に (条件等 口) 本実験計画に (条件等 口) 本実験計画に (条件を) は、外部業計画に (条件を) は、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り	の理由を記入: 思理を依託する。 実績,学内の関連委 月 日 日 は,松山大学における 遺伝子組換え実験; は,松山大学における	動物実験規程	等に適合する。 乗認後、実験を開始するこ	
動物死体の処理方法 その他必要または項 参 貴 会 紀 入 欄	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了: 修正意見等	振死させない(そのは、外部業者に対す。 (は、外部業者に対す。) (20( )年 (条件等 口) 本実験計画に (条件等 口) 本実験計画に (条件等 口) 本実験計画に (条件を) は、外部業計画に (条件を) は、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り	の理由を記入: 8理を依託する。 実績,学内の関連委 実績,学内の関連委 月 日	動物実験規程	等に適合する。 乗認後、実験を開始するこ	
動物死体の処理方法 その他必要または項 参 貴 会 紀 入 欄	□ 4 安3 本学で (過去の動物を記入する。 審査終了:: 修正意見等 番査結果 ( 承認:20( 本実験計)	振死させない(そのは、外部業者に対す。 (は、外部業者に対す。) (20( )年 (条件等 口) 本実験計画に (条件等 口) 本実験計画に (条件等 口) 本実験計画に (条件を) は、外部業計画に (条件を) は、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り	の理由を記入: 思理を依託する。 実績,学内の関連委 月 日 日 は,松山大学における 遺伝子組換え実験; は,松山大学における	動物実験規程	等に適合する。 乗認後、実験を開始するこ	

(様式2)

年 月 日

松山大学長 殿

動物実験責任者 所属 氏名 連絡先

### 動物実験結果報告書

松山大学動物実験実施規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1	承	認	番	号	
2	研	究 記	果題	名	
300	2000		vov vare	0	<ul><li>計画どおり実施</li><li>一部変更して実施(*)</li><li>中止</li></ul>
(	該当平	質目にマー	か キークし、そ 累に記す	その一種	吉果の概要
( 1 7 1 7	得文となる。	れた業組 図書, こつの に 題, 発行年, と記載,	定 素 を 例 所 素 名 、 出 に 載 に 最 の に 最 の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に の に も の に る に の に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 る 。 に 。 に る に る に 。 に る に 。 に る に る 。 。 に る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 。 。 。 る 。 る 。 。 。 る 。 る 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	推議 「権 を対し	
5	特	記	事	項	

\*変更届が提出されていること

(様式3)

年 月 日

#### 松山大学長 殿

#### 動物実験計画(変更・追加)承認申請書

	動物実験責任者名	
	所属:	
	職名:	
	氏名:	印
認番号	の動物実験計画を下記のとお	り、変更・追加したい

記

1 変更・追加事項\*

ので承認願います。

- (\* 実験内容および責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、 遺伝子組換え動物の追加は遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得ること)
  - 1) 動物実験実施者の変更・追加
- 2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加
- 3) 実験実施期間の変更
- 4) その他
- 2 変更・追加等の理由

# 飼養保管施設設置承認申請書

松山大学長 殿

# 申請部局長 部局名 部局長氏名

松山大学動物実験実施規程第12条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

I 飼養保管施設 (施設)の名称	
	〈管理者〉 所属 職名 氏名 連絡先
2 施設の管理体制	(実験動物管理者) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格: 経験年数:
	《飼養者》(人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格: 経験年数:
3 施設の概要	<ol> <li>建物の構造: (例:鉄筋コンクリート造)</li> <li>空調設備: (例:温湿度制御,換気回数等)</li> <li>飼養保管する実験動物種:</li> <li>飼養保管設備(飼育ケージ等) 規格: 最大収容数:</li> <li>逸走防止策(ケージの施錠,前室の有無,窓や排水口の封鎖など)</li> <li>衛生設備(洗浄・消毒・滅菌等の設備)</li> <li>名称: 規格:</li> <li>臭気,騒音,廃棄物等による周辺への悪影響防止策</li> </ol>

4 特 記 事 項 (例:化学的危険 物質や病原体等を 扱う場合等の設備 構造の有無等)	
5 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: □ 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 □ 改善後,使用開始すること。) □ 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等
6 学長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号:第 号 松 山 大 学 長

# 添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

# 実験室設置承認申請書

松山大学長 殿

申請部局長 部局名 部局長氏名

	実施規程第14条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。
申請年月日 年 添付資料	月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号
1 実験室の名称	
2 実験室の 管理体制	〈実験室管理者〉(例: 教室主任者等) 所属 職名 氏名 連絡先
3 実験室の概要	<ol> <li>実験室の面積:( m²)</li> <li>実験に使用する実験動物種:</li> <li>実験設備(特殊装置の有無等)</li> <li>逸走防止策(前室の有無,窓や排水口の封鎖など)</li> <li>臭気,騒音,廃棄物等による周辺への悪影響防止策</li> </ol>
4 特 記 事 項 (例:化学的危険 物質や病原体等を 扱う場合等の設備 構造の有無等)	
5 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: □ 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 □ 改善後,使用開始すること。) □ 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
	承認: 年 月 日
6 学長承認欄	本申請を承認します。 承認番号:第 号 松 山 大 学 長

#### 添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

松山大学長 殿

# 届出部局長 部局名 部局長氏名

### 施設等(飼養保管施設·動物実験室)廃止届

松山大学動物実験実施規程第17条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1 廃止する飼養保管施設(施設)または		
実験室の名称	設置承認番号(	)
2 管 理 者	所属 職名 氏名 連絡先	
3 廃 止 年 月 日	年 月 日	
4 廃止後の利用予定		
5 廃止時に残存した 飼養保管動物の措置 (施設の場合のみ記載)	残存飼養保管動物の有無 □ 有 □ 無 有の場合の措置	
6 特 記 事 項		
7 委員会記入欄		
8 学 長 記 入 欄	松山大学長	

(様式7)

年 月 日

松山大学長 殿

動物実験(終了・中止)報告書

動物実験責任者名

所属: 職名:

氏名: 印

記

- 1 実験(終了・中止)年月日 年 月 日
- 2 実験動物の処分年月日 年 月 日
- 3 備考

- (様式1)
- (様式2)
- (様式3)
- (様式4)
- (様式5)
- (様式6)